

付 属 資 料

- 計画策定の経過
- 常総市男女共同参画推進条例
- 常総市男女共同参画推進審議会委員名簿
- 常総市男女共同参画推進本部設置規程
- 常総市男女共同参画推進本部委員名簿
- 常総市男女共同参画推進委員名簿
- 男女共同参画社会基本法
- 茨城県男女共同参画推進条例
- 男女共同参画社会に関する市民意識調査の概要
- 関連年表（国・県・市の動き）

■ 計画策定の経過

| 日 付 | 内 容 |
|-------------|--|
| 平成 25 年 5 月 | 男女共同参画社会に関する市民意識調査内容決定 |
| 6 月 | 男女共同参画計画（改訂版）の各事業の進捗状況調査実施 |
| | 男女共同参画社会に関する市民意識調査実施 調査の対象：1,500 人 回収数：398 人 回収率：26.53 % |
| 8 月 | 第 1 回男女共同参画審議会開催 |
| 9 月 | 第 2 次常総市男女共同参画計画の各課施策事業調査 |
| 10 月 | 事業内容各課ヒアリング（随時実施） |
| | 常総市男女共同参画推進委員選出 |
| 11 月 | 男女共同参画研修会実施 参加者： 職員（採用 3 年以内職員）， 審議会委員， 女性団体じょうそう事業委員会委員 |
| 12 月 | 各課施策事業再調査 |
| 平成 26 年 1 月 | 常総市男女共同参画推進委員会開催 |
| | 常総市男女共同参画推進本部開催 |
| 2 月 | 第 2 回男女共同参画審議会開催 |
| | 第 2 次常総市男女共同参画計画決定 |
| 3 月 | 第 2 次常総市男女共同参画計画 議会報告 |

■ 常総市男女共同参画推進条例

平成 19 年 3 月 22 日
条例第 6 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 基本的施策(第 8 条—第 14 条)

第 3 章 男女共同参画推進審議会(第 15 条—第 20 条)

第 4 章 補則(第 21 条)

附則

日本国憲法は、すべての人は法の下に平等であり、性別によって差別をしてはならないことをうたっている。

しかし、固定的役割分担意識やそれに基づく社会的慣行が依然として残されており、私たちの生き方に影響を与えている現実があり、男女平等の実現に向け、なお一層の努力が必要とされている。

さらに、少子高齢化、国際化、情報化等の急速な進展により、個人の価値観、ライフスタイル等の多様化が進む社会状況において、私たちは、豊かな自然の中で、よき伝統は文化としてはぐくみ、地域の特性を生かし、安心して生き生きと暮らすことのできる常総市を目指して、市、市民及び事業者が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本的理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、男女共同参画の推進において基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対し、積極的に当該機会を提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応に起因して当該相手方に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的、精神的、経済的又は性的な暴力及び虐待をいう。
- (5) 事業者 市内において、事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、性別による固定的役割分担意識を反映した慣行にとらわれることなく、多様な生き方を自由に選択できること。
- (3) 男女が、あらゆる分野における施策方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、家庭の重要性を認識し、地域社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における役割を共有し、社会生活との両立を行うことができること。
- (5) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展が著しいことを考慮し、国際的協調の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携を図りながら、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を策定し、総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努め、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、その事業活動において、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力し、男女が職場と家庭生活における活動の両立ができるよう就労環境の整備に努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別による差別的取扱い及び人権の侵害をしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画に関して、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるとともに、常総市男女共同参画推進審議会(以下「推進審議会」という。ただし、第15条を除く。)の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(報告書作成)

第9条 市長は、毎年、市が行った男女共同参画の推進に関する施策の進捗状況を明らかにする報告書を作成し、関係者等に公表しなければならない。

(積極的改善措置)

第 10 条 市は、地域、職場、学校その他社会のあらゆる分野の活動において、男女間に格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、審議会等における委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

(生涯にわたる健康への支援)

第 11 条 市は、男女が互いの性を理解し、尊重するとともに、生涯にわたる健康の保持が図れるよう学習の機会及び情報の提供その他必要な支援の実施に努めなければならない。

(総合的拠点施設の設置)

第 12 条 市は、市民、事業者、地域団体等による男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、総合的拠点施設を整備するものとする。

(相談等の申出)

第 13 条 市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者は、性別による差別的取扱い、人権の侵害その他男女共同参画の推進を阻害する行為を受け、若しくはそのおそれがあるときは、市長に対して、相談等を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けるための相談窓口を設置するものとする。

(苦情等の申出)

第 14 条 市民又は事業者は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、意見等を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、適切な措置を講じなければならない。この場合において、市長は、推進審議会の意見を聴くことができる。

第 3 章 男女共同参画推進審議会

(設置)

第 15 条 男女共同参画の推進のため、市長の附属機関として、常総市男女共同参画推進審議会を設置する。

(所掌事項)

第 16 条 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 基本計画の策定
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策
- (3) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項

(組織)

第 17 条 推進審議会は、委員 15 名以内をもって組織する。

2 委員は、市民、事業者、識見を有する者及び関係団体の代表のうちから、市長が委嘱する。この場合において、市民の委員の一部は、公募によるものとする。

(任期)

第 18 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 19 条 推進審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、推進審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
(会議)

第 20 条 推進審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、推進審議会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

第 4 章 補則

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 常総市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年水海道市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

■常総市男女共同参画推進審議会委員名簿

| 氏 名 | 所 属 | 備 考 |
|---------|------------|-----|
| 土 田 尚 宏 | 公募 | |
| 篠 崎 敏 子 | 公募 | |
| 渡 邊 裕 昭 | 公募 | |
| 海老原 和 子 | 公募 | |
| 石 川 栄 子 | 議会選出 | 会長 |
| 堀 越 道 男 | 議会選出 | |
| 堀 越 輝 子 | 議会選出 | |
| 秋 場 ふ ぢ | 青少年問題協議会代表 | |
| 岩 見 昌 光 | 工業懇話会代表 | |
| 小 倉 道 子 | 商工会代表 | |
| 服 部 桂 子 | 人権擁護委員 | |
| 飯 塚 紀久子 | 女性団体代表 | 副会長 |
| 坂 入 伸 子 | 結城地域女性農業士会 | |
| 吉 田 信 雄 | 自治区長連絡協議会 | |

任 期 平成 25 年 7 月 1 日～平成 27 年 6 月 30 日

■ 常総市男女共同参画推進本部設置規程

平成20年12月12日

訓令第11号

改正 平成21年7月1日訓令第14号

平成22年3月29日訓令第3号

(設置)

第1条 常総市男女共同参画推進条例(平成19年常総市条例第6号。以下「条例」という。)

第4条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、総合的かつ計画的に実施するため、常総市男女共同参画推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第8条の規定による基本計画(以下「基本計画」という。)に基づく施策の推進
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の総合的な調整
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、常総市庁議の設置及び運営に関する規程(平成20年常総市訓令第10号)第3条第1項に規定する職員(市長を除く。)をもって組織する。

- 2 推進本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長には副市長を、副本部長には市民生活部長をもって充てる。
- 4 本部長は、推進本部の会務を総理し、推進本部を代表する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、会議にその他の職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 本部長は、会議における協議の経過及び結果について、市長に報告しなければならない。

(推進委員会)

第5条 推進本部に、次に掲げる事項を実施させるため、推進委員会を置く。

- (1) 基本計画に基づく施策の調査、研究及び立案
- (2) 男女共同参画の推進に関する関係部課間の連絡及び調整
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進本部が指示する事項

(推進委員会の組織)

第6条 推進委員会の委員は、別表に掲げる課等の長又は当該課等の長が指名する所属職員とする。ただし、本部長は、必要に応じてこれ以外の職員を推進委員会の委員に加えることができる。

- 2 推進委員会に、委員の互選による委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、推進委員会を代表し、推進委員会の会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(推進委員会の会議)

第7条 推進委員会の会議は、本部長の命により、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議にその他の職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 委員長は、会議における協議の経過及び結果について、本部長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 推進本部及び推進委員会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年訓令第3号)

この訓令は、平成22年5月1日から施行する。

別表（第6条関係）

| 課等名 |
|----------------|
| 企画部企画課 |
| 総務部人事課 |
| 市民生活部市民協働課 |
| 市民生活部市民課 |
| 市民生活部安全安心課 |
| 市民生活部人権推進課 |
| 保健福祉部社会福祉課 |
| 保健福祉部子どもすくすく課 |
| 保健福祉部保健推進課 |
| 産業労働部農政課 |
| 産業労働部商工観光課 |
| 都市建設部道路課 |
| 石下支所暮らしの窓口センター |
| 教育委員会事務局生涯学習課 |
| 教育委員会事務局指導課 |

■常総市男女共同参画推進本部委員名簿

| 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|-----------|---------|----------|
| 教 育 長 | 山 口 大 | |
| 企 画 部 長 | 岩 瀬 勝 彦 | |
| 総 務 部 長 | 門 井 信 夫 | |
| 市民生活部長 | 相 澤 傳 | 本部長職務代理者 |
| 保健福祉部長 | 山 本 宏 | |
| 産業労働部長 | 浅 野 忠 | |
| 都市建設部長 | 飯 田 昭 典 | |
| 石下支所長 | 糸 賀 達 | |
| 教 育 部 長 | 坂 卷 幸 一 | |
| 秘書広聴課長 | 齊 藤 收 | |
| 議会事務局長 | 古 池 和 夫 | |
| 会 計 管 理 者 | 小 川 喜美夫 | |

常総市男女共同参画推進本部設置規程第3条による職員

■常総市男女共同参画推進委員名簿

| 課 等 名 | 氏 名 | 備 考 |
|----------------|---------|------|
| 企画部企画課 | 飯 村 順 子 | |
| 総務部人事課 | 小 林 日出雄 | |
| 市民生活部市民協働課 | 小故島 祐 樹 | |
| 市民生活部市民課 | 猪 瀬 里 美 | |
| 市民生活部安全安心課 | 藤 川 裕 之 | 副委員長 |
| 市民生活部人権推進課 | 染 谷 宇 広 | |
| 保健福祉部社会福祉課 | 石 塚 晴 代 | |
| 保健福祉部子どもすくすく課 | 栗 原 秀 太 | |
| 保健福祉部保健推進課 | 柴 田 広 子 | |
| 産業労働部農政課 | 齊 藤 厚 子 | |
| 産業労働部商工観光課 | 河原井 宏 美 | |
| 都市建設部道路課 | 猪 瀬 敏 雄 | |
| 石下支所暮らしの窓口センター | 長 塚 まち子 | 委員長 |
| 教育委員会事務局生涯学習課 | 松 崎 幸 子 | |
| 教育委員会事務局指導課 | 入 江 宏 昭 | |

常総市男女共同参画推進本部設置規程第6条による職員

目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条—第十二条）
- 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）
- 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男

女が均等に政治的, 経済的, 社会的及び文化的利益を享受することができ, かつ, 共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において, 男女のいずれか一方に対し, 当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は, 男女の個人としての尊厳が重んぜられること, 男女が性別による差別的取扱いを受けないこと, 男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として, 行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては, 社会における制度又は慣行が, 性別による固定的な役割分担等を反映して, 男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより, 男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ, 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は, 男女が, 社会の対等な構成員として, 国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として, 行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は, 家族を構成する男女が, 相互の協力と社会の支援の下に, 子の養育, 家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし, かつ, 当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として, 行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ, 男女共同参画社会の形成は, 国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は, 第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり, 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し, 及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は, 基本理念にのっとり, 男女共同参画社会の形成の促進に関し, 国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し, 及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二條 會議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三條 會議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四條 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五條 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六條 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七條 會議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

■ 茨城県男女共同参画推進条例

平成 13 年 3 月 28 日
茨城県条例第 1 号

茨城県男女共同参画推進条例を公布する。

茨城県男女共同参画推進条例

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 8 条—第 18 条)

第 3 章 性別による権利侵害の禁止(第 19 条)

付則

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。第 1 章

総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にと

らわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。

- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第7条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

- 2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(広報活動)

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(調査研究等)

第10条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市町村に対する支援等)

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第13条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第14条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(付属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、付属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく付属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画の状況についての報告等)

第17条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

- 3 知事は、第1項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(男女共同参画の状況等の公表)

第18条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第3章 性別による権利侵害の禁止

第19条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

- 2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
(茨城県行政組織条例の一部改正)
- 2 茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

■男女共同参画社会に関する市民意識調査の概要

1 調査の目的

市では、平成20年度に「常総市男女共同参画計画」改訂版を作成しましたが、その計画も5年を経過し、今年度が期間満了の時期となっております。本調査は、私たちの意識が5年間でどのように変化したのかを知ることで、今後市民と行政・企業が一体となって、より良い社会環境を築き、男女共同参画社会を構築していくため、基本計画に反映させていくことを目的に実施しました。

2 調査の種類

本調査は、以下の種類からなる。

- (1) 調査の対象 市内に住む20歳から69歳までの住民 1,500人
(無作為抽出)
- (2) 調査の実施方法 郵送による送付及び回収
- (3) 調査の期間 平成25年6月10日から平成25年6月28日まで

3 調査項目

| 項目 | 内容 |
|-----------|---|
| 基本属性 | 性別、年齢、結婚の状況、配偶者の共働きの有無、職業、家族構成、子どもの有無、介護者の有無、中学校区 |
| 男女平等感 | 家庭、職場、教育、地域、しきたりや習慣、政治、法律や政治における男女の地位の平等感。平等になるために重要なこと |
| 人権問題 | 女性の人権が尊重されていないと思うもの、DV被害の有無、相談先、相談しなかった理由 |
| 家庭生活 | 家庭内の役割分担、家庭での共同参画推進に重要なこと |
| 教育 | 子どものしつけについての考え方、学校教育で力を入れてほしいこと |
| 仕事と家庭の調和 | 仕事と家庭の優先度、理想と現実 |
| 固定的役割分担意識 | 性別役割分担意識に対する考え方 |
| 就労 | 仕事の能力差の意識、女性の就労継続で障害になっていること、勤務先での女性の状況、女性の再就職支援で必要なこと |
| 市政への要望 | 男女共同参画実現のための重点施策 |

4 調査対象者

調査の対象者は以下のとおりです。

【男女比】

| | 配布数 (人) | 比率 (%) |
|-----|---------|--------|
| 男 性 | 788 | 52.53 |
| 女 性 | 712 | 47.47 |
| 全 体 | 1,500 | 100.00 |

【年齢比】

| | 配布数 (人) | 比率 (%) |
|--------|---------|--------|
| 20～29歳 | 207 | 13.80 |
| 30～39歳 | 313 | 20.87 |
| 40～49歳 | 301 | 20.06 |
| 50～59歳 | 264 | 17.60 |
| 60～69歳 | 415 | 27.67 |
| 全 体 | 1,500 | 100.00 |

5 回収の結果

- (1) 配布数 1,500人
- (2) 回収数 398人
- (3) 回収率 26.53%

【男女比】

| 区 分 | 配布数 (人) | 回収数 (人) | 比率 (%) |
|------|---------|---------|--------|
| 男 性 | 788 | 161 | 20.43 |
| 女 性 | 712 | 236 | 33.15 |
| 年齢不詳 | | 1 | |
| 全 体 | 1,500 | 398 | 26.53 |

【年齢比】

| 区 分 | 配布数 (人) | 回収数 (人) | 比率 (%) |
|--------|---------|---------|--------|
| 20～29歳 | 207 | 38 | 18.36 |
| 30～39歳 | 313 | 77 | 24.60 |
| 40～49歳 | 301 | 65 | 21.59 |
| 50～59歳 | 264 | 75 | 28.41 |
| 60～69歳 | 415 | 142 | 34.22 |
| 年齢不詳 | | 1 | |
| 全 体 | 1,500 | 398 | 26.53 |

■関連年表（国・県・市の動き）

| 年 号 | 国の動き | 県の動き | 市の動き |
|------------------|--|-----------------------------------|---|
| 1995年 (平成7年) | ○「育児・介護休業法」成立(平成11年施行) ○ILO第156号条約批准(家族的責任条約) | ○茨城県長期総合計画に、「男女共同参画社会の形成」として位置付ける | ○県教育委員会の委託事業「いばらき女性フレッシュサポート事業」を実施 |
| 1996年 (平成8年) | ○「男女共同参画2000年プラン」策定 | ○いばらきハーモニープランを策定 | ○「女と男の共生プラン水海道」を組織 |
| 1997年 (平成9年) | ○男女雇用機会均等法一部改正(平成11年施行) | | ○「女性団体みつかいどう事業委員会」を設立 |
| 1999年 (平成11年) | ○「男女共同参画基本法」公布・施行 ○改正男女雇用機会均等法及び改正労働基準法、育児・介護休業法が施行 ○男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 | | |
| 2000年 (平成12年) | ○介護保険法施行 ○「男女共同参画基本計画」閣議決定 | ○いばらきハーモニープラン後期実施計画策定 | |
| 2001年 (平成13年) | ○中央省庁改革により内閣府に男女共同参画局を設置 | ○茨城県男女共同参画条例施行 | ○第4次水海道市総合計画後期基本計画に「男女共同参画社会の実現」を位置づける ○企画課内に「男女共同参画室」を設置 ○市民意識調査実施 |

| 年 号 | 国の動き | 県の動き | 市の動き |
|---------------------|--|--|---|
| 2002 年 (平成 14 年) | ○アフガニスタンの女性に対する懇親会開催 | ○茨城県男女共同参画基本計画(新ハーモニープラン)策定 ○茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会の設置 | ○市民の代表による「水海道市男女共同参画プラン策定委員会」庁内組織の「水海道市男女共同参画庁内推進会議」「水海道市男女共同参画推進ワーキングチーム」を設置 |
| 2003 年 (平成 15 年) | ○男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ○第 4, 5 回女子差別撤廃条約実施状況報告審議 | | |
| 2004 年 (平成 16 年) | | | ○「水海道市男女共同参画計画」を策定 |
| 2005 年 (平成 17 年) | ○「男女共同参画基本計画(第 2 次)」閣議決定 | ○茨城県男女共同参画基本計画(第 2 次)策定 | |
| 2006 年 (平成 18 年) | | | ○水海道市と石下町合併により「常総市」となる |
| 2007 年 (平成 19 年) | | | ○「常総市男女共同参画推進条例」を制定・施行 |
| 2008 年 (平成 20 年) | | | ○市民意識調査実施 ○女性相談窓口開設 |
| 2009 年 (平成 21 年) | | ○男女共同参画シンボルマーク決定 ○「介護・育児休業法」改正 | ○男女共同参画計画(改訂版)策定 |
| 2010 年 (平成 22 年) | ○「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定 | ○茨城県男女共同参画基本計画(第 3 次)策定 | |
| 2013 年 (平成 25 年) | | | ○市民意識調査実施 |
| 2014 年 (平成 26 年) | | | ○「第 2 次男女共同参画計画」策定 |